

「復興・創生期間」後を見据えた福島県の復興加速化の推進を求める意見書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から7年の年月が経過し、この間、当県では、県産品の販路回復や開拓、ふくしまの現状の正しい情報発信、教育旅行の回復といった風評・風化対策の強化などに取り組みながら、県民一丸となって懸命に復興を進めてきた。

「復興・創生期間」の3年目となる本年は、被災者の生活再建はもとより、安全で安心な生活環境の整備を進め、営農再開の支援や新しい産業の創出、風評被害への対策等を通じて生業の再生を図るとともに、廃炉・汚染水対策、風評払拭・風化防止対策など直面する多岐にわたる課題に対して、引き続き全力で取り組んでいかなければならない。また、帰還困難区域においては、たとえ長い年月を要するとしても将来的に全ての避難指示を解除するとの決意の下、新たな発想や知見を総動員し、特定復興再生拠点の整備を本格化させていく必要がある。

そのためには、「復興・創生期間」の残された期間において、必要となる財源の確保を初めとして、新たな課題にも迅速かつ的確に対応しながら、震災後10年では解決できない課題については、「復興・創生期間」後も切れ目の無い粘り強い取り組みが求められる。

よって、国においては、「復興・創生期間」後を見据えた当県復興の加速化を推進するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 「復興・創生期間」の残りの期間において、当県が直面する様々な課題に対応するために必要な予算を確実に確保するとともに、「復興・創生期間」後を見据え、復興のビジョン及び構想について当県・市町村と共有しながら、復興の明確な道筋が示せるよう必要な検討を進め、十分な財源及び体制を確立すること。
 - 2 避難地域及び浜通りでは、市町村ごとに復興の進捗が異なっており、また、避難指示が解除された自治体においても、時間の経過とともに新たな課題に直面していることから、原子力災害における国の責務として、「復興・創生期間」内に完了できない事業への対応策を確実に講ずること。
 - 3 帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の実現に向け、責任を持って取り組むとともに、帰還困難区域全体の復興・再生に向けた市町村の取り組みを最大限に支援し、将来的に帰還困難区域の全ての避難指示を解除すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月6日

衆議院議長	議院議長	議長	議長	議長
参議院議長	総務大臣	総務大臣	総務大臣	総務大臣
内閣府副大臣	文部科学大臣	文部科学大臣	文部科学大臣	文部科学大臣
外務大臣	厚生労働大臣	厚生労働大臣	厚生労働大臣	厚生労働大臣
財務大臣	農林水産大臣	農林水産大臣	農林水産大臣	農林水産大臣
文部科学大臣	経済産業大臣	経済産業大臣	経済産業大臣	経済産業大臣
厚生労働大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
農林水産大臣	復興大臣	復興大臣	復興大臣	復興大臣
経済産業大臣	内閣府副大臣	内閣府副大臣	内閣府副大臣	内閣府副大臣
国土交通大臣	警察官庁長官	警察官庁長官	警察官庁長官	警察官庁長官

宛て

福島県議会議長 吉田栄光